

答 申

「思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報の収集の制限の例外に関する類型事項及び個別事項」について、その理由や必要性等を審議した結果、当審査会の意見は下記のとおりです。

記

1 諮問のあった事項については、妥当な内容と認められます。

2 付言

個人情報の取扱いについて、以下のとおり要望します。

諮問事項は、県有自動車へのドライブレコーダーの設置に伴うものであり、当該個人情報の収集については、島根県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第5条第3項第7号の規定により、本人収集の原則の例外としたものであるが、本人の権利利益を不当に害することがないように、次の事項について配慮すること。

- (1) 県有自動車へのドライブレコーダーの設置については、ステッカーの貼り付けにより表示を行うなど、県民に対し広く周知するよう努めること。
- (2) 「県有自動車へのドライブレコーダーの設置及び管理に関する要項（以下「要項」という。）」において、個人情報が記録されたデータ（以下「記録データ」という。）を閲覧できる者をあらかじめ指定するとともに、漏えい・流出等が起こることのないよう、保存方法や保管場所についても具体的に規定しておくこと。また、記録データが不要となった場合には、確実かつ速やかに廃棄又は消去を行うこと。
- (3) 個人情報の収集・利用や記録データの管理・提供について、所管部署における管理責任者ととともに、総括責任者を指定するなど、県全体の運用状況を把握できる体制を構築すること。
- (4) 個人情報の収集については、ドライブレコーダーの設置目的の範囲内において必要最小限とし、特に、業務の全部又は一部を委託している場合には、委託契約書や特記事項においても条項に記載するなど、明確に規定しておくこと。
- (5) 収集した個人情報の利用や記録データの提供については、ドライブレコーダーの設置目的の範囲内に限るものとし、要項において利用・提供できる場合を規定したうえで厳格な運用を行うこと。また、記録データの提供を受けるものに対しては、その使用目的や使用方法等について制限を付し、書面の交付により、その取扱いに関する責任を明確にするなど、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じること。
- (6) 今回諮問された類型事項及び個別事項に該当しない業務について、今後、当該個人情報の収集が必要となった場合には、あらためて当審査会に諮問を行うこと。

(参考)

思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報の収集の制限の例外に関する事項（類型事項）（条例第5条第2項第3号）

番号	類 型	収集する理由又は必要性
1 1	県有自動車に設置したドライブレコーダーにより、不特定多数の者の思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集するとき。	要項に基づき、交通事故及びトラブル発生時における迅速かつ適切な処理並びに交通違反等の危険運転の確認を目的として、県有自動車にドライブレコーダーを設置している。 ドライブレコーダーにより記録した映像には、不特定多数の者の個人情報が含まれる場合がある。

思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報の収集の制限の例外に関する事項（個別事項）（条例第5条第2項第3号）

番号	収集する個人情報の内容	収集する理由又は必要性
2	平常時の道路パトロール及び災害発生時の被災状況確認において、県有自動車に設置したドライブレコーダーにより、不特定多数の者の思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集するとき。	事務の遂行上、道路の損傷や河川の被害、落石の発生等の状況を正確に把握し、迅速な復旧を行うため、ドライブレコーダーに記録された映像を利用することがある。 ドライブレコーダーにより記録した映像には、不特定多数の者の個人情報が含まれる場合がある。